

特別支援教育 Q&A

特別支援教育に関することについて、質問があったことや学校訪問研修会で話題になったことを「特別支援教育Q&A」にまとめました。

Q 1 どのような子どもが特別支援学級に入ることができるのですか？

A 1 入級に必要な要件は法的に定められていません。校内教育支援委員会での協議と保護者の同意を得て入級になりますが、そのためには、客観的な根拠が必要です。

基本的なポイントは、以下の通りです。

<知的障害特別支援学級>

- ① 知的発達の遅滞があり、社会生活への適応が困難であること
- ② 心理検査のIQが低い場合
(目安となるIQは75以下)

<自閉症・情緒障害特別支援学級>

- ① 知的発達の遅れがない自閉症スペクトラムや広汎性発達障害の診断を受けていること (IQ75以下 (目安) の場合は、知的障害特別支援学級への入級となります)
- ② ADHDやLDの診断のみの場合は、通常の学級となり、自閉症・情緒障害特別支援学級には入級できません。(通級による指導の対象となります)

Q 2 担任する学級に特別な支援を必要とする子どもがいます。どのように指導していけばよいのでしょうか？

A 2 まず、指導への不安を一人で抱え込まず、学年主任や特別支援教育コーディネーターに相談しましょう。

大まかな手順・流れは次のようになります。

- ① 特別支援コーディネーター等、障害への指導に詳しい先生に相談する。
- ② 校内教育支援委員会で協議する。(関係する先生方にアドバイスや協力を得ることができます)
- ③ 場合によっては、保護者や専門機関の協力を要請する。(管理職から)
ただし、急を要するときはすぐに校長・教頭に報告して対応してください。

Q 3 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成は必要でしょうか？

A 3 特別支援学級在籍の子ども、通級による指導を受ける子どもについては必要です。その他の子どもについては学校で決めます。

<個別の指導計画>

個別の教育支援計画を基に、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などの教育課程をまとめた計画です。各教科や自立活動等の目標・指導内容・指導方法等を記載します。

<個別の教育支援計画>

その子どもが乳幼児期から学校卒業後、社会に出るまでの長期的な視点に立って、医療、福祉、労働等の機関との連携についても位置づけた計画です。卒業後は、進路先に送ります。

いずれも、必要に応じて加筆、修正していきます。

※ 学習指導要領総則

平成29年度富山市学校教育指導方針P25

参照

特別支援教育に関する相談はこちらへ

管理職の先生、必見!

学校教育課に、特別支援教育にかかわる臨床心理士が配置されています。客観的な検査や子どもの見立てから、就学相談、そして「最近ちょっとこのようなことで困っているのだけれど…」といった先生方の困りごとまで、特別支援教育に関するご相談に応じています。

相談内容等	相談先
○ 幼児・児童・生徒の障害に関すること全般、心理検査の実施、特別支援学級・通級指導教室への入級の手続き、幼・保・小、小・中の情報交換に関すること、臨床心理士による指導内容・方法等への指導・助言を行う巡回相談、市教育支援委員会 等	学校教育課 指導係 電話 443-2135
○ 学校全体で取り組まなければ解決できない場合の相談 (子どもと保護者への直接相談を行うことができる小中学校巡回指導員を要請する場合 (月・水・金曜))、校内委員会や校内研修における指導 等	東部教育事務所 電話 444-4569
○ 子どもの実態把握や障害に合わせた指導の在り方、学習環境や学習内容等についての指導・助言に関すること (第1・2・6区域のセンター校は富山総合支援学校、第3・4・5・7区域のセンター校はしらとり支援学校です) 等	地域の特別支援学校 (センター校)